

「令和8年度大規模婚活イベント開催事業」業務委託仕様書

1 事業名

令和8年度大規模婚活イベント開催事業

2 趣旨

若い世代に対して結婚に対する機運の醸成・意識付けを図り、自然な出会いの機会を提供するため、若い世代の特性を踏まえた大規模なイベントを開催するもの。

本事業は石川県の委託を受けて公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団（以下「財団」という。）が実施するものであり、本仕様書における委託者は当該財団とする。

なお、受託者は本業務の実施にあたり、委託者の指示に従うとともに、必要に応じて石川県と調整を行うものとする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務の内容

業務の実施にあたっては、「令和8年度大規模婚活イベント開催事業」業務委託プロポーザルで企画提案内容を踏まえ、委託者と受託者が協議して決定する。

(1) 大規模イベントの企画調整・運営

能登地域及び加賀地域において、それぞれ1回ずつ、計2回開催するものとする。

ア 開催日時(予定)

<能登会場>令和8年11月3日（火・祝） 4時間程度

<加賀会場>令和9年3月6日（土） 4時間程度

※各施設の利用可能時間は下記「ウ 会場」を参照

イ 対象者

20歳から39歳までの独身者で、石川県内で出会いを希望する者

<能登会場>60～70名程度（男女各30～35名程度）

<加賀会場>100～130名程度（男女各50～65名程度）

ウ 会場

① 会場の概要

<能登会場>LAKUNA はくい（石川県羽咋市川原町テ39番地1）

※能登会場における主な施設の利用可能時間は次のとおりとする。

・【1階】交流ホール 9:00～21:00

・【3階】キッチンスタジオ（88㎡）、アートスタジオ（76㎡）、eスポーツスタジオ（77㎡）、

ROOM2 (16 m²) 9:00~21:00

ROOM1 (17 m²) 13:00~21:00

・【4階】LAKUNA ホール（メイン会場・約 269 m²） 12:30~21:00

<加賀会場(予定)>こまつ北電ホール(石川県小松市日の出町1丁目100番 ウレシヤス小松2F)

※利用する施設は以下を想定している。

- ・ホール2・3（「山伏」）及び前室（「青松」）（メイン会場・合計約 510 m²の一体的な利用を想定）
- ・会議室（約 120 m²・別階・補助会場としての利用を想定）

② 会場の確保について

- ・会場使用料については、想定施設の料金体系等を踏まえ、適正に見積ること。
- ・能登会場については、委託者において仮予約済である。
- ・加賀会場については、受託者において前述の条件を踏まえ予約手続きを行うものとする。
- ・加賀会場は利用日の概ね半年前から予約受付が開始されるため、受託者は委託者と協議の上、適切な時期に予約を行うものとする。
- ・施設の予約状況その他やむを得ない事情により当該会場の確保が困難となった場合には、参加者の利便性、交通アクセス、収容人数及び設備等を総合的に勘案し、同等の規模及び機能を有する代替会場を選定の上、委託者の承認を得て変更するものとする。
- ・なお、会場の選定にあたっては、本事業の目的である参加者同士の自然な交流の促進及び円滑なイベント運営が可能となる空間規模及びレイアウトを確保すること。

エ 参加者の募集

① 参加者について

- ・募集人数は、両会場合計で 200 名程度（能登会場 60~70 名程度、加賀会場 100~130 名程度）とする。
- ・参加費は 1 人当たり 1,000 円程度とし、男女同額とすること。
- ・参加費は受託者の収入とし、総事業費から当該収入を控除した額を委託者に請求するものとする。
- ・参加費収入を含めた見積書を作成し、企画提案書に添付すること。

② 参加者の募集について

- ・参加者募集のため、対象者にとって効果的なキービジュアルを作成するとともに、Web・SNSを活用した広報や、若年層が多く利用する空間でのチラシ設置・ポスター掲示等、効果的と思われる広報手段を提案すること。また、イベント内容や魅力を効果的に伝え、申込につなげるため、Web サイトやランディングページ等の活用を含めた広報手法について提案すること。
- ・広報効果及び事業成果を適切に測定するため、申込者数、マッチング成立数、参加者満足度等を含めた指標（KPI）を設定すること。
- ・金品等の配布による募集は不可とする。

- ・企画提案書には、参加者募集に向けたキービジュアル案及び具体的な広報計画を記載すること。広報計画にあたっては、各会場の立地特性や来場者層を踏まえた効果的な集客手法を明記するとともに、両会場における女性参加者の確保に資する取組についても具体的に示すこと。

③ 参加者の決定について

- ・参加希望者からの申込受付、参加費の徴収及び参加決定の連絡を行うこと。
- ・参加希望者が定員を上回る場合は、委託者と協議の上、参加者を決定すること。

オ イベント MC について

- ・イベント MC は、委託者が以下の者を指定するものとする。
氏名：荒木 直美 氏（婚活コーディネーター）
- ・受託者は、当該 MC との連絡調整、出演契約の締結、謝金および旅費の支払い等を行うものとする。謝金および旅費として、550千円を確保すること。
- ・上記謝金および旅費は、本業務の見積額に含めること。
- ・受託者は、当該 MC との事前打合せ、進行台本の共有、リハーサル対応等を行うものとする。

カ 大規模イベントの企画・運営に関すること

① イベントの内容について

- ・イベント全体を通して地域の特色（文化、食、観光資源等）を生かし、参加者の交流促進や地域の魅力発信につながる企画とするよう配慮すること。
- ・イベント冒頭に、委託者が指定するイベント MC による男女別レクチャー（各 15 分程度）を実施すること。
- ・参加者同士が十分に交流でき、本イベントが出会いのきっかけとなるよう、グループでの交流（ゲーム、レクリエーション等）及び参加者同士が個別に交流できる会話機会（フリータイム）を取り入れたプログラムを構成すること。
- ・最終的に、参加者同士のマッチングの機会（マッチングタイム等）を設け、カップル成立につながる仕組みを提案すること。
- ・マッチングした参加者に対して、2 名で利用可能な少額の景品を提供するなど、インセンティブの付与に関する工夫を提案すること。
- ・景品として金品を配布する場合は、その総額を参加費収入の範囲内とすること。
- ・参加者の利便性向上および円滑なイベント運営を図る観点から、デジタルツールや専用システムの活用について有効なアイデアがある場合は、積極的に提案することが望ましい。
- ・参加者同士の交流を促進する観点から、軽食（スイーツ等）及びドリンクを提供すること。なお、軽食及びドリンクの内容については、地域産品の活用等により、地域の魅力発信につながるよう工夫すること。
- ・雨天時においても実施可能な内容とすること。
- ・最終的なイベント内容は、企画提案内容を踏まえ、委託者と協議の上決定するものとする。

② イベントの運営について

- ・ イベント MC 及び会場との各種調整、謝礼、旅費並びに会場使用料等の支払い、並びに当日の運営等、イベントの開催に係る一切の業務を行うこと。
- ・ 運営監督責任者の他、参加者に対し必要に応じてサポートができる人員を適宜配置すること。
- ・ 受付が円滑に行えるよう、受付方法を工夫すること。なお、受付時には写真付きの本人確認書類等を提示させ、参加要件を満たしていること及び申込者本人であることを確認すること。
- ・ 運営マニュアルを作成し、円滑に事業を実施すること。
- ・ 気象状況その他の事情により中止する場合に備え、あらかじめ参加者への連絡体制を整備すること。また、中止する場合は事前に委託者と協議の上、会場及び参加者への対応を行うこと。
- ・ イベント終了後、参加者に対して内容等に関するアンケート調査を実施し、その集計結果を委託者へ報告すること。なお、アンケート項目については受託者が作成し、事前に委託者と協議すること。また、回答率の向上に向けた工夫を行うこと。

※企画提案書には、イベントプログラム案、当日の運営スケジュール案及び参加者同士の交流を促進するための工夫について具体的に記載すること。

(2) 大規模イベントにおける参加者送迎バスの手配及び運行管理

ア 手配

- ・ 参加者の利便性向上のため、希望者を対象に金沢駅と各会場間の送迎バスを手配すること。
- ・ 送迎バスについては、能登会場 2 台の中型バス（1 台あたり約 20 名程度乗車可能なもの）、加賀会場 2 台の大型バス（1 台あたり約 40 名程度乗車可能なもの）を想定しており、委託者が仮押さえを行っているバス事業者との連絡調整を行うこと。
- ・ 利用者数を事前に把握するため、イベント参加申込時に送迎バス利用の希望を確認するなどの方法により利用者を把握し、適切な運行計画を策定すること。

イ 運行管理

- ・ 運行時間、発着場所、運行方法等については、委託者と協議の上決定すること。
- ・ 当日は、参加者の円滑な乗降が行われるよう誘導等を行うとともに、遅延やトラブル発生時には適切に対応すること。
- ・ バスには、各車両につき 1 名以上の運営スタッフを同乗させ、参加者の誘導及び必要な案内を行うとともに、イベント概要の説明や県が実施する結婚支援事業等の周知・登録促進に関する案内を行うこと。

ウ 費用

- ・ バスの運行に係る費用については、運行内容確定後に見積を徴取の上、受託者において支払うものとし、事業費に含めること。

(3) 県外参加者に対する交通費助成に係る事務

- ・ 別紙 1 「婚活イベントにおける県外参加者への交通費助成について（案）」に基づき、参加者から

の申請受付、提出書類の確認、不備対応及び支払手続き等の一連の業務を行うこと。

- ・具体的な運用方法については、委託者の指示に従い実施すること。

(4) 実績報告書の提出

- ・委託業務を完了したときには、速やかに実績報告書（電子媒体）を作成し提出すること。なお、実績報告書には事業概要、広報資料、参加者名簿、アンケート集計結果、記録写真等のまとめ、収支報告、目標と結果（KPI 達成状況）及び事業の効果や課題等を検証した文書を添付すること。

(5) その他

- ・見積書には、委託者が指定するイベント MC に係る謝金および旅費を計上すること。
- ・見積書には会場の使用料を含むこと。
- ・参加者のイベント保険、災害保険等への加入手続き及び保険料の支払い業務を行うこと。（保険料は経費に含む。）
- ・イベントは、原則雨天決行であるが、荒天等気象状況やその他の事情により、イベントの開催が困難になった場合には、委託者と協議のうえ、イベントを中止することとする。この場合には、委託料の支払いについては、履行済み業務に相当する額を上限として双方協議のうえ決定する。
- ・本仕様書に記載のない業務についても、予算の範囲内において、より効果的な提案を妨げるものではない。

5 再委託

- (1) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 本業務の主たる部分（企画立案、全体統括管理等）については、受託者自ら実施すること。
- (3) 一部業務を第三者に再委託する場合は、あらかじめ再委託先、業務内容及び実施体制を明確にした上で、委託者の承認を得ること。
- (4) 本業務の実施にあたっては、専門性を有する事業者との連携体制の構築を妨げない。
- (5) 再委託先の行為については、受託者が一切の責任を負うものとする。

6 その他

- (1) 本事業の実施に伴い、取得した個人情報を本事業以外で利用しないこと。（別紙2「個人情報の取扱いに係る特記事項」によるものとする）
- (2) 業務の実施においては、委託者及び石川県に対して緊密に進捗状況等を報告、確認し、必要に応じて委託者と協議して業務を進めること。
- (3) 業務の実施にあたり業務全体の詳細な工程表を速やかに作成し、委託者と協議すること。
- (4) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、委託者の保有とすること。
- (5) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。

- (6) 成果物については、原則として委託者が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができること。但し、制作の都合上止むを得ず、著作権等を委託者に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に申し入れを行い、委託者の了解を得ること。委託者に著作権等を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、委託者と協議すること。
- (7) 本仕様書に明示のない事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (8) 本事業の委託費については、財団及び石川県、市町村、その他団体における助成（補助）事業の対象経費と重複しないこと。
- (9) 本仕様書はプロポーザル実施時点のものであり、事業内容については今後変更の可能性がある。